

令和 3 年度 第 2 回 北海道支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 4 年 2 月 1 8 日 (金) 北海道支社 3 階会議室	
委員 (五十音順、敬称略)	杉山 隆文 (北海道大学大学院工学研究院教授) 田村 亨 (北海商科大学教授) 富岡 公治 (弁護士) 舟橋 健市 (公認会計士・税理士) 山本 哲生 (北海道大学大学院法学研究科教授) 吉見 宏 (北海道大学理事・副学長)	
審議対象期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 9 月 3 0 日	
抽出案件	総件数 6 件	備 考
○工事	4 件	
・ 一般競争	1 件	・ 札幌自動車道 神威橋床版取替工事
・ 条件付一般競争	1 件	・ 札幌自動車道 朝里川橋補修工事
・ 拡大型指名競争	1 件	・ 道央自動車道 長流川橋耐震補強工事
・ 随意契約	1 件	・ 北海道支社管内 休憩施設自家発電設備工事
○調査等	1 件	・ 道東自動車道 本流東地区道路詳細設計
○物品・役務	1 件	・ 札幌管理事務所 事務用備品等購入
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回答
【令和３年度第１回入札監視委員会審議概要】 ・意見等なし 【入札監視統一事務局の報告】 ・意見等なし 【入札・契約手続きの運用状況】 「工事等業務の発注状況」 「競争参加資格停止等の運用状況」 「一次苦情及び一次説明処理状況」 ・意見等なし 【抽出事案の審議】 「札幌自動車道 神威橋床版取替工事」 ・本工事について、除算方式を適用しているとのことであるが、契約制限価格の設定の仕方はどのように行うのか。 ・本工事は継続契約方式で後発工事が２件出てくると思うが、後発工事との関係の考え方はどのようなものか。 「札幌自動車道 朝里川橋補修工事」 ・意見等なし。 「道央自動車道 長流川橋耐震補強工事」 ・今回、拡大型指名競争入札ということで発注しているが、今回のような耐震補強に対して当初の想定では参加してくる者がいないということで、本入札方式を採用していると思うが、結果として６社から参加があった。結果を踏まえると一般競争入札で発	・契約制限価格につきましては、各社からご提案いただいた技術の技術評価点が最も高かった者の見積りを採用し、当社での積算部分も含めて契約制限価格を設定しております ・後発工事２件については、ほぼ同じような技術を用いて工事実施できるもので、近接した区間であり当初に契約した者が問題なく工事が施工されていれば、後発工事について随意契約で契約する流れとなります。 ・本工事は橋梁の耐震補強工事を実施するものであり、過去に耐震補強工事を他の発注方式にて発注を行ったところ、競争参加希望者が無かったといった実績が複数回あったため、今回の発注については拡大型指名競争入札方式を適用いたしました。

注しても当該6社は参加してきたと思われるが、本工事を拡大型指名競争入札方式で実施した理由は何故か。 ・今回の長流川橋の耐震補強工事について、ある意味象徴的な橋の耐震補強工事に対してなぜ拡大型指名競争入札以外の発注方式では、参加する社がいないと判断されたのか。 ・過去の実績等から入札不調が懸念されて、今回は拡大型指名競争入札方式を適用したとのことであるが、今回6社参加があったということで、今後は一般競争入札等での発注となるのか。 「北海道支社管内 休憩施設自家発電設備工事」 ・本工事の契約金額については、受注者が提示してきた金額なのかそれともある程度交渉を実施して決定された金額なのか。 「道東自動車道 本流東地区道路詳細設計」 ・本業務は一括評価方式ということで、4件の設計業務をセットにして発注手続きを行っているが、設計業務①から④の順番付けは発注者で決めていると思うが、どのような観点で順番をつけたのか。 「札幌管理事務所 事務用備品等購入」 ・本件は事務用備品の種類が多数にわたっているが、メーカーや品番等は指定しているのか。	結果として今回は6社に参加いただいたところではありますが、発注時点では過去の実績も踏まえて拡大型指名競争入札方式が最適との判断で本方式を採用いたしました。 ・長流川橋の耐震補強工事だけではなく、過去に発注した別の耐震補強工事で不成立となった案件が複数あり、耐震補強工事自体が応募者の少ない工事であると認識しております。 また、工事規模や本工事に関しては長期間工期が設定されているため、様々な条件等を加味したうえで、本方式が最適と判断いたしました。 ・今後は一般競争入札で実施するとは一概には言えないところもあり、施工場所や工期等の条件や他の事例等も含めて総合的に判断していく必要があると考えております。 ・本件は、見積活用方式を採用しており、相手方からの参考見積書を基に、見積内容の確認等を実施し問題がないことを確認したうえで、契約制限価格を設定し見積合わせを行い決定した契約金額となっております。 ・明確な決まりはありませんが、各設計業務の発注金額や業務内容、数量や難易度などを総合的に加味したうえで、決定しております。 ・入札公告を行う際に、標準品一覧を公告資料として添付しており、ベースとなる仕様はお示ししてお
---	---

	りますが、メーカー等が違っていても標準品と同等のものと当社が認めたものであれば、その製品でも良いこととしております。
【審議結果の報告】 ・入札方式別に抽出した6件の案件についての工事等の概要、業者選定理由、入札までの経緯の説明を受け、当委員会において審議したところ、適正に処理されていることを報告いたします。	